

令和 7 年（2025 年）第 1 回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第 1 号

日時 令和 7 年（2025 年）3 月 6 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|---------------|--|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 | 町政執行方針 |
| 日程 6 | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 請願第 1 号 | 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉
近の改訂を求める請願 |
| 日程 8 議案第 2 号 | 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について |
| 日程 9 議案第 3 号 | 鹿追町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程 10 議案第 4 号 | 子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程 11 議案第 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について |
| 日程 12 議案第 6 号 | 鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程 13 議案第 7 号 | 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程 14 議案第 8 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程 15 議案第 9 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について |

日程	16	議案第	10号	鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程	17	議案第	11号	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程	18	議案第	12号	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程	19	議案第	13号	鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程	20	議案第	14号	鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程	21	議案第	15号	令和6年度(2024年度)鹿追町一般会計補正予算(第12号)について
日程	22	議案第	16号	令和6年度(2024年度)鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程	23	議案第	17号	令和6年度(2024年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について
日程	24	議案第	18号	令和6年度(2024年度)鹿追町簡易水道事業会計補正予算(第4号)について
日程	25	議案第	19号	令和6年度(2024年度)鹿追町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程	26	議案第	20号	令和6年度(2024年度)鹿追町介護保険特別会計補正予算(第5号)について
日程	27	議案第	21号	令和6年度(2024年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程	28	議案第	22号	令和7年度(2025年度)鹿追町一般会計予算について
日程	29	議案第	23号	令和7年度(2025年度)鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程	30	議案第	24号	令和7年度(2025年度)鹿追町国民健康保険病院事

業会計予算について

- 日程 31 議案第 25号 令和7年度(2025年度)鹿追町簡易水道事業会計予算について
- 日程 32 議案第 26号 令和7年度(2025年度)鹿追町下水道事業会計予算について
- 日程 33 議案第 27号 令和7年度(2025年度)鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 34 議案第 28号 令和7年度(2025年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 35 議案第 29号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について
- 日程 36 同意第 1号 鹿追町教育委員会教育長の任命について
- 日程 37 同意第 2号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程 38 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程 39 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10人)

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 佐々木康人議員 | 2番 黒井 敦志議員 | 3番 金子 孝伸議員 |
| 4番 青砥 敏一議員 | 5番 山口 優子議員 | 6番 欠番 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 安藤 幹夫議員 |
| 10番 清水 浩徳議員 | 11番 上嶋 和志議員 | |

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人

代 表 監 査 委 員	野 村 英 雄
農 業 委 員 会 会 長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総務課長兼会計管理者	武 者 正 人
総務課財政担当課長	高 瀬 俊 一
総務課主幹（消防署長補佐）	正 保 祐 司
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 井 宏 行
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農 業 振 興 課 長	城 石 賢 一
保 健 福 祉 課 長	富 樫 靖
保 健 福 祉 課 主 幹	佐 藤 裕 之
商 工 観 光 課 長	大 西 亮 一
建 設 水 道 課 長	大 上 朋 亮
ジオパーク推進課長	萩 生 田 訓 考
瓜 幕 支 所 長	早 川 昌 映
国民健康保険病院事務長	渡 辺 弘 樹
総 務 課 総 務 係 長	最 上 佐 緒 里
総 務 課 財 政 係 長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
学 校 教 育 課 主 幹	天 野 健 治
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事	務	局	長	東	原	孝	博
書			記	川	瀬	直	美

令和 7 年（2025 年） 3 月 6 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開議

○議長（上嶋和志）

ただいまから、令和 7 年（2025 年）第 1 回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

桑折琢也消防署署長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。代理として、正保祐司署長補佐が出席しております。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程 1 会議録署名議員の指名

○議長（上嶋和志）

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により 3 番、金子孝伸議員、4 番、青砥敏一議員を指名します。

日程 2 会期の決定について

○議長（上嶋和志）

日程 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 14 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

会期は本日から 3 月 19 日までの 14 日間と決定しました。

日程 3 諸般の報告

○議長（上嶋和志）

日程 3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

監査委員から令和 6 年（2024 年）11 月分、12 月分、令和 7 年（2025 年）1 月分の出納

検査報告書並びに令和6年度（2024年度）定期監査報告書が提出されました。

その、写しをお手元に配付しておりますので、御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（上嶋和志）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和7年（2025年）第1回鹿追町定例会が開催されるに当たり、行政の諸般について、御報告を申し上げます。

まず、昨年（2024年）12月10日に令和6年（2024年）秋の叙勲で旭日双光章を受けられました、埴渕賢治様に勲記を伝達いたしました。

この秋の叙勲では、11月5日に御本人が札幌に出向きまして、鈴木知事より勲章のほうに伝達はされたのですが、勲記、賞状については内閣総理大臣が交代したことによって、実は勲記がそこに間に合わなかったということで、後日届いたということで、私のほうから伝達をさせていただきました。

議会からは、上嶋議長さん、清水副議長さんに御出席をいただきました。

埴渕さん御夫妻は11月14日の皇居での天皇陛下の拝謁にも、出席をいただいたということでございます。

埴渕さんの関係については皆さんよく御存じだと思いますので、ここでは詳しく申し上げませんが、今後とも、本町のまちづくりに御指導をいただきたいと思いますところでございます。

12月13日には、地域エネルギー会社の社名を住民の方から募集してありましたところ、新しい名前を、選考会を経て「鹿追未来エネルギー株式会社」と決定をいたしましたので、この提案をいただいた、最優秀賞1名、それから優秀賞2名の方の表彰式を行ったところでございます。

次に12月16日には、特別敬寿100歳のお祝いということで、もみじの里に入所をされている渡邊フジさんが100歳を迎えられたということで、この日ちょうど私出張しておりましたので、松本副町長から記念品等伝達をさせていただいたところであります。

令和6年度（2024年度）、100歳を迎える方、実は多くございまして、この後も出てきま

すけども、渡邊フジさんが令和6年度（2024年度）で3人目ということでございます。

同じ日の16日、こちらの札幌で、日経フォーラム「グローバルGX・金融会議札幌」パネル討論会。実は皆さんも御存じかと思いますがけれども、グローバルGX・金融会議札幌は、実は札幌市が国からGX、金融・資産運用特区の指定を受けて、16日と17日の2日間、様々な分野のパネル討論会が開かれまして、その中の一つの「地産地消型の新エネルギー開発、水素からバイオメタンまで」と題した一つの討論会のほうに私、出席をさせていただきました。

私のほか、エア・ウォーターの松林社長さん、それからよつ葉乳業の井出常務さん、日本総研の大島部長さんの4人でパネル討論会ということで、私のほうからは、本町のバイオガスプラント、あるいは水素事業などについての取り組みの現状と課題、それから今後の可能性等についてお話をさせていただいたところでございます。

12月18日、防犯功労者の表彰伝達式ということで、これについては中鹿追の鈴木隆さん、現在の民協の会長と様々な公職を進めていただいておりますけれども、今回は平成29年（2017年）から本町の防犯協会の副会長として、地域安全防犯活動の推進に努められたという功績からこの賞を受賞されたところでございます。

新得町で行われた表彰式には所用があって出席できなかったということで、私のほうから代わって伝達をさせていただいたところであります。

12月19日には、本町に対する地域貢献の事業所への感謝状の贈呈式を行いました。今年度、様々な事業所の方から地域貢献活動していただきましたので、私のほうから感謝状を贈らせていただいたところでございます。

町内の株式会社三井組様、株式会社福田水文センター様、村上土建開発工業株式会社様、株式会社十勝工建様、西岡建設株式会社様、それぞれ町の公共施設の維持補修などの取り組みを行っていただきました。

これらの取り組みに感謝を申し上げたところでございます。

年が明けまして1月6日には、令和7年（2025年）の鹿追消防団の出初式が行われました。消防団員さん37名、来賓48名、後援会関係者等々含めて110名を超える方が参加をいただいたところであります。

鹿追消防庁舎前の訓練場ということで、人員報告、巡閲、それから分列行進等が披露されたところであります。

そのあと、表彰式が行われまして16名の団員さんに功労章、勤続章等が贈られたところ

でございます。

同じく1月6日には、令和7年（2025年）本町の新年交礼会が町民ホールで開かれました。約70名の方に御参加をいただいたところでございます。

1月12日には、令和7年（2025年）鹿追町はたちを祝う会ということで、町民ホールで開催をされました。二十歳を迎えられた方は、当日出席は41名、男性21名、女性20名ということでございます。去年は54名でした。若干、本年は少なかったかなということでございます。

式典の後、記念行事として交通安全宣言等々も行われまして、当日新得警察署長さんもお越しをいただきましたので、交通安全講話などが行われたところであります。

最後に、恒例の参加者一人一人から自己紹介などが行われ、近況やそれぞれの将来の夢などが語られたところでございます。

1月15日には、令和6年度（2024年度）社会福祉功労者厚生労働大臣表彰の伝達式が行われました。

本町の社会福祉協議会の会長として長くお務めをいただいております白川悦子さんに対して、社会福祉功労者として厚生労働大臣表彰が贈られたということで、私のほうから伝達をさせていただいたところでございます。

1月20日には、北海道教育委員会に、私と渡辺教育長、それから天野主幹3人で北海道教育委員会の中島教育長のところを訪ねまして、鹿追高等学校の教育課程の充実、環境整備支援等を求める要望書を提出してきたところでございます。

内容を大きく2点でありまして、現在中学校で進めている国際バカロレアを経て、連携校である鹿追高校においても、是非国際バカロレア取り組んでほしいという内容。

それと2点目として、鹿追高校の全国募集に伴いまして、高校の寮の建設など、道内外からの入学者受入れ体制の整備に対しまして、財政支援を求める内容でございます。

中島教育長さんからのコメントにつきましては、高校におけるバカロレアの導入については、多額の費用負担がある。それと併せて、道内、もちろん多くの道立高校がある中で、鹿追高校だけに導入をするということは基本的には難しいというお話でございました。

ただ、この鹿追高校で進めている学習等々について、それから連携する中学校で進めている探求学習について、鹿追高校が積極的に連携していくことは、これは非常に大事であるというお話もいただいたところであります。

併せて、鹿追高校に対する町の支援についての感謝の言葉もあったところであります。

全般的に、財政支援については非常に厳しいということではないかと思います。ただ、本町の取り組みについては非常に評価をしていただいていると思っているところでもあります。

1月24日には、しかりべつ湖コタンの開村式・祝賀会が開かれました。多くの御来賓の方にお越しをいただきまして、1月24日に開村式ですので、25日から3月16日までの予定ということでございます。

今シーズンは、大雪とかいろいろありましたけども、直近の数字は承知しておりませんが、昨年のシーズンを通して2万人以上の入り込みがあったということでございますが、それを超えるペースで、今シーズンあと残り少なくなりましたけれども、多くの方に御来場をいただいているということでございます。

1月26日には、第2回の鹿追芸術祭「HONMONO一本物」ということで開催をされました。約300の方がお越しをいただきました。午前中から夕方まで非常にいろんな多彩な方に来ていただいて、特におしゃべりな写真館に出演をいただきました中原丈雄さん、賀来千香子さん、それから監督の藤さんほか、それから太鼓と三味線の木村善幸さん等々、御出席をいただいたところでもあります。

そして芸術祭の最後には今回、新たにしかおい応援大使ということで、先ほど申し上げました中原さん、賀来さん、それから木村さんの3名の方に応援大使としての委嘱状の交付させていただいたところでもあります。

2月8日には、今年度末で統合されます上幌内小学校閉校記念式典並びに惜別の会が上幌内小学校で行われました。

在校生、同窓生、地域住民、PTA等々関係者約180の方が参加をしていただいたところでもあります。大正5年（1916年）の開校以来、109年の歴史に幕を下ろすことになったわけでもあります。

式典では、閉校記念協賛会の菊池輝夫会長さんが式辞を述べられまして、永田校長さん、それから私が挨拶をさせていただいたところでもあります。

小規模校ならではの特色のある教育を展開してきた歴史等を振り返ったところでもあります。また、歴代校長先生らに感謝状が贈られまして、この中で、代表して第28代の稲葉校長先生、当時の校長先生が謝辞を述べられたところでもあります。

3月の閉校までの卒業予定のお子さんを含めて、卒業生は1,235人に上るということでございます。

式典の後には、惜別の会が開かれまして在校児童が地域住民に向けてふるさとのよいと

ころを発表したほか、協賛会有志による朗読劇が披露されたところであります。

最後には100周年記念ソング「奇跡の場所」を合唱して、万歳三唱で締めくくられたところでございます。

2月11日には、第42回鹿追町女性まつりが開催をされました。

結構会場にはたくさんの方がお越しをいただいて、約250名ということでございます。

鹿追町女性まつり実行委員会ということで、町内の女性団体の皆様が協力して開催をされているところでございます。恒例のフリーマーケットを「ワイワイ広場」の出店のほか、ステージ、ステージでは加藤恵理菜さん、十勝を舞台にして活躍をされている、三味線と民謡のコンサートが開かれまして、非常に御来場の皆さん喜んでいたということでございます。

また、芸能発表等についても手話サークル、剣舞、詩吟等々、それから、フラダンスもございました。

あと、さらに、鹿追高校演劇部による発表、それから、鹿童の演技も行われたところであります。

それから毎年恒例となっている技能士会による、無料包丁研ぎ、これはたくさんの方がこれを御利用されていたということで、大変よい1日だったかな思っております。

2月14日には、これも100歳のお祝いということで、もみじの里に入所されている寺井政子さんが今年度で4名ということで100歳の誕生日を迎えられました。

今年度、この後3月中にも実はお二人の方が100歳を迎えます。この年度末には町内で100歳を超える方が9人、この後100歳を迎えられる方で男性の方がお一人いらっしゃいますので、9人のうち、男性はお一人だけ、あと8名が女性ということで、皆さんの御長寿お祈りしたいと思っております。

次に2月18日は、01農業塾の東京移動塾ということで、東京に塾生の研修と合わせて私も出席をいたしました。

第23期生、それから第24期生の合計6人、JAからは澤野専務にも御出席をいただきました。塾生は3日間の日程ということでしたけども、私は18日、19日ということで、18日の午後から農水省の方お二人をお招きをしまして、特に改正農業、農業・農村基本法のポイントと、それから次期基本計画における合理的な価格形成の考え方等々について、私も一緒に研修を受けてきたところでございます。

研修終了後、地元代議士の石川先生を招いて懇談会を実施し、国政報告等を伺ったとこ

ろでございます。

最後に、2月25日には、交通栄誉章「緑十字金章」ということで今回、瓜幕の正保末司さんがこの名誉ある表彰を受けられましたので、この表彰の伝達と、それから祝賀会が交通安全協会等の主催によって開かれましたので、出席をさせていただきました。

正保末司さんは皆さんもよく御存じだと思いますけれども、昭和45年（1970年）から平成29年（2017年）までの48年間、交通安全啓発、本町の交通安全協会、それから指導員等々として御活躍をいただいたところでございます。

皆さんで正保末司さんの功績に感謝を申し上げたところでございます。

はい、以上を申し上げまして、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

これで行政報告を終わります。

日程5

町政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和7年（2025年）第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

昨今の国内外の情勢は、極めて流動的であります。

国内政治においては、昨年10月の衆議院議員選挙の結果、少数与党による政権運営となり、予算をはじめとする各種施策について、野党との連携が不可欠となるなど、丁寧な国会運営が求められております。

国際情勢では、アメリカにおける前政権からの大幅な政策変更は、今後の世界経済や各地域の紛争に大きな影響が出るものと予測されております。

また、国内経済では、雇用環境の改善や約30年ぶりといわれる高い水準の賃上げが行わ

れるなど、明るい見通しもあるものの、物価高騰等により勤労者の実質賃金が数か月連続マイナスになるなど、景気回復の実感を得るには厳しい状況にあります。

長引く物価高騰は、町民生活はもとより、各事業者の皆様にも大きな影響を及ぼしておりますので、できる限りの支援が必要と考えるものであります。

さて、私は町長として町政運営を任されてから、2期目の折り返しを迎えようとしております。この間、当面する課題や未来を展望した課題に対し、議員各位の御理解を賜りながら各種施策を進めてきたところであります。これらの取り組みが少しずつ形となり、職員一丸となって蒔いてきた「種」が芽吹きはじめていることを大変心強く感じているところであります。

令和6年(2024年)における本町の基幹産業である農業生産額が、厳しい経営環境の中にあっても史上最高額を更新したことは特筆すべきものであります。加えて「第7期鹿追町総合計画」に掲げる将来像実現のため、エネルギー、観光、教育等様々な重点プロジェクトが進展しているものと実感しております。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は刻一刻と変化しており、人口減少や少子高齢化への対応、脱炭素社会への取り組み、多発する災害への備え、行政サービスのデジタル化など、本町の特色を活かした施策を一層進めていかなければなりません。

このような急速に変化する社会にあっても、町民皆様が安心して暮らせるまちづくりを進め、「対話」と「共創」を基本として、本町の魅力を最大限に活用しながら町政執行に当たってまいりたいと考えております。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和7年度(2025年度)当初予算の規模は、一般会計が79億5,000万円で前年比4.7%、3億6,000万円の増、6特別会計を加えた全会計の総額は109億5,800万円で同3.9%、4億1,500万円の増となっております。

主な要因としましては、カーボンニュートラル推進事業で2億1,100万円、鹿追高等学校寄宿舎運営を含む教育支援と教育環境整備で2億6,800万円、防災・減災、生活環境の整備で7億6,600万円、地域経済を支える農業・商工業の振興で1億4,000万円などにより増加となりました。

歳入では、町税は農業所得などの動向を勘案し、令和6年度(2024年度)当初予算対比5.1%減の8億1,700万円、地方交付税は、地方財政計画を勘案し、3.5%増の30億5,000

万円、分担金及び負担金は道営事業農業農村整備事業分担金など 45.5%減の 1,800 万円、国庫支出金は、防災行政無線放送施設整備事業に伴う民生安定施設整備事業補助金や地方公共団体情報システムの標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金が増加となり 31.1%増の 7 億 9,900 万円、繰入金は、経常的経費の増加等により 11.3%増の 9 億 4,200 万円、町債は、カーボンニュートラル関連事業や防災行政無線放送施設整備事業、消防高機能指令センター機器更新事業など 25.9%増の 3 億 9,000 万円を計上しました。

歳出では、行財政改革の取り組みとして 4 年目となる「経常経費の枠配分方式」による予算編成を実施し、職員一人一人が中長期的視点に立ち、全ての町民が健康で快適かつ安心して生活を送れるよう、町政運営に必要な予算を確保しました。

本町の令和 5 年度（2023 年度）における財政状況は、経常収支比率につきましては、前年度比 0.1 ポイント減の 81.6%と物価高騰により燃料費や光熱水費などの経常経費が増加しているものの、財政の硬直化が改善されております。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率につきましては、前年度比 0.4 ポイント増の 9.7%、将来負担比率につきましては、前年度比 4.2 ポイント減のマイナス 37.6%であります。

「鹿追型ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえた施策や、想定を超える環境の変化と自然災害への備え、国際バカロレア教育や鹿追高等学校支援など次世代につなげるための施策を展開し、「第 7 期鹿追町総合計画」に掲げる将来像の実現に向け、職員一丸となって持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

はじめに、総務関係について申し上げます。

役場周辺エリア Z E C 化改修等につきましては、令和 7 年度（2025 年度）予算において実施設計業務委託料を計上しており、令和 8 年度（2026 年度）・9 年度（2027 年度）におきまして改修工事に取り組んでまいります。

また、D X（デジタルトランスフォーメーション）につきましては、昨年度設置した「鹿追町 D X 推進本部」を中心に、地域活性化起業人制度を活用した外部アドバイザーからの専門的な助言などを得ながら、住民サービスの利便性向上と、庁内業務の効率化を図ってまいります。

まちづくり関係について申し上げます。

「第 7 期鹿追町総合計画」につきましては、後期計画 2 年目となりますが、将来像である「愛・夢・笑顔あふれる未来へ」の実現に向け、引き続き推進してまいります。

また、「第 3 期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、国が進める

新たな地方創生施策（地方創生2.0）の展開に注視し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用などにより、移住者の増加や関係人口の拡大など、選ばれる地域として、さらなる魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

鹿追型ゼロカーボンの取り組みにつきましては、国の「脱炭素先行地域づくり事業」を中心に昨年町内に設立しました地域エネルギー会社「鹿追未来エネルギー株式会社」と連携し、町内全体の脱炭素化を促進してまいります。

国際交流関係につきましては、ストニブレイン町との姉妹都市提携が40周年を迎えることから、訪問団の受け入れや派遣などの記念事業を進め、さらなる交流促進を図ってまいります。

地域間交流事業につきましては、東京都台東区と令和3年度（2021年度）に更新しました連携協定が令和6年度（2024年度）末に終了となることから、新たに4年間の協定を締結しさらなる交流を図ってまいります。

企業との連携につきましては、本町独自のショートステイプログラム「シカソン」を中心に、町内関係事業者と連携しさらなる関係人口の拡大を図ってまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地関係につきましては、警備地区5町で構成される「陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充期成会」を中心に町議会、関係諸団体、町民皆様と共に鹿追駐屯地の維持拡充と自衛官の勤務環境改善のため、各方面に対する要請活動を展開してまいります。

情報発信関係につきましては、鹿追町お知らせアプリ「ミジカ」のほかSNSの機能拡張により、さらなる情報発信の強化に努めてまいります。

また、主に高齢者を対象としたスマホ教室などを定期的で開催し、情報格差対策に努めてまいります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の深い御理解と納税意識に支えられ、高い収納率を維持しております。今後もきめ細やかな納税相談を継続し、税の理念である公平、公正を図りながら正確な課税と納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全につきましては、町民皆様が悲惨な事件・事故に遭うことなく生活を送ることができるよう、地域住民の御協力と各種団体との連携により、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

また、昨年度からの継続事業であります、防災行政無線放送設備更新整備事業を、令和7年度（2025年度）完成に向けて進めてまいります。

生活環境関係につきましては、ごみの広域共同処理を円滑に行い、リサイクルにより廃棄物の減量化に努めてまいります。

また、エキノコックス駆除事業を継続し、住民の感染予防と生活環境の向上を推進してまいります。

戸籍年金窓口関係につきましては、法令遵守の下、適正な事務処理を行うとともに、総合案内窓口として、利便性の向上と丁寧な対応に努めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。

脱炭素先行地域事業により自然体験留学センター新築を中心とした「瓜幕エリア」におけるマイクログリッド整備に向けた実施設計を行い、瓜幕市街地域が一体となった脱炭素化を進めてまいります。

また、令和7年度（2025年度）に40回を迎える鹿追公民館瓜幕分館祭及び芸能発表会を中心に、瓜幕地域の自主的な文化活動が活発に取り組まれております。これらの文化活動を支援するとともに、ウリマックホール、うりまく夢創造館、ライディングパーク、道の駅うりまく及びパークゴルフ場を活用した情報発信とイベントを開催し、自然体験留学センター、うりっ子ルーム、ジオパーク推進課と連携して地域の活性化を図ってまいります。

農業関係について申し上げます。

令和6年度（2024年度）の本町農業は、生乳の生産調整や営農資材の高騰に加え、7月及び8月は真夏日が続き気象変動が大きく厳しい状況の中でしたが、農業生産額は過去最高の270億5,500万円となりました。

このような結果を出されたのは農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力によるものと改めて敬意を表する次第であります。

農政、畜産関係につきましては、持続可能な農業の確立に向けて、国・道及び関係機関と連携を取りながら対応してまいります。また、町営牧場の作業機械の更新を図り、併せて農業協同組合と連携しながら、引き続きサルモネラ症等の感染症予防対策や乳牛の乾物摂取量向上による生産性向上等の支援を行い、経営の安定化、競争力強化を推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業などを引き続き実施し、令和7年度（2025年度）から新たに農道整備事業として瓜幕地区を実施します。また、笹川地区国営かんがい排水事業につきましては、令和5年度（2023年度）より着手しており、早期の完了を目

指してまいります。

環境保全センター事業につきましては、更新時期を迎えた設備等の入替を計画的に進め、安定かつ適正な運営に努めるとともに、引き続きバイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。

未整備地区のバイオガスプラント整備につきましては、事業費の確保やノンファーム型接続の検討を進めるとともに、建設に向けた基本設計調査を進めてまいります。また、電力に代わる新たなエネルギー活用の可能性を追求し、水素燃料の利活用をより一層進めるほか、LPGやギ酸生成の実証事業にも積極的に協力し、多角的なエネルギー利用に取り組んでまいります。

林政関係につきましては、有害鳥獣対策を鹿追ハンティングクラブと連携し、対策の継続と自己防衛などの観点から、狩猟免許を取得するための支援を継続してまいります。また、森林環境譲与税を活用し、西十勝森林組合と連携しながら、木育広場の整備を支援してまいります。

農業委員会関係について申し上げます。

農業・農業者の公的機関として、優良農地を確保しながら、担い手への集積、集約等を図り、農業が持続的に発展するよう農地行政を推進してまいります。

農業経営体数の維持確保、新規就農の担い手対策につきましては、農業協同組合をはじめとする関係機関との協議を継続実施し、本町農業に適合する担い手育成組織の設置に向け先進事例の情報収集や制度設計の検討を行ってまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

インフルエンザをはじめとする予防接種や乳幼児健診などにつきましては、健康管理システム（健康かるて）を活用し、適切な管理、勧奨を行ってまいります。

また、高齢者带状疱疹ワクチンと小児おたふくかぜワクチン接種料金の助成を令和7年度（2025年度）より開始し、住民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

特定健康診査につきましては、受診率向上を目指し、検査項目の充実ときめ細やかな保健指導に努めてまいります。また、がん検診につきましては、住民の利便性を図るため、個別で受診できる医療機関を拡充してまいります。さらに、悩みを抱える人に寄り添い必要な支援につなげられるよう、ゲートキーパー養成講座や講演会を開催し、心の健康づくりの普及啓発を図ってまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施により、高齢者が住み慣れた地域で自

立した生活や社会参加ができるよう支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となって市町村と共に運営を行っていることから、北海道との共通認識の下で効率的な事業により、運営の安定化を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、就労継続支援B型事業所などに対する支援を継続するとともに、福祉サービスの充実や地域自立支援協議会の活性化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、住まい、医療、介護予防、生活支援を一体的に支援できる仕組みづくりを進めてまいります。また、認知症に関する普及啓発を継続するとともに、認知症施策推進計画策定に向けた準備を進め、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指してまいります。

生活困窮者支援につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員等と連携を図りながら、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

重層的支援体制整備事業につきましては、断らない包括的な支援体制の整備を進めながら、介護者（ケアラー）が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、本町の状況を分析し支援体制の構築を目指してまいります。

子ども・子育て関係について申し上げます。

第3期鹿追町子ども・子育て支援事業計画に基づき、将来像である「子どもの最善の利益」が実現される社会に向け、引き続き子育ての支え合いを推進し、課題の解決や支援の充実に努め、鹿追町こども計画策定基礎調査を実施してまいります。

地域に支えられ多くの子供たちが成長し巣立った通明保育所は、令和7年（2025年）3月末をもって閉所となりますが、子供たちにとってより最適な環境を整えてまいります。

また、こども園、瓜幕保育所及び学童保育所では、こどもの健全な心身の発達を図り、生活全体が豊かなものとなるよう教育及び保育に努めてまいります。

こども家庭センターを中心に、子育て支援センター、発達支援センターの職員が共通の認識を持ち、医療・教育機関や地域社会との細やかな連携を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子供たちの環境の充実に向け、それぞれの家庭に寄り添った多様なサービスや支援体制の構築に努めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。

観光関係につきましては、春の訪れとともに人々の往来が日ごとに増え、国内旅行者は

もとより訪日外国人旅行者も今後、増加していくことが予想される中で、町内事業所、観光協会等の関係機関と連携し、誘客促進、観光消費の拡大を図ってまいります。

また、道の駅しかおいでの定期イベントを拡大し、商工会及び商店会と連携した市街地イベントを開催するとともに、昨年度から交流が始まった羅臼町及び、福島県国見町との交流事業を継続してまいります。また、水素アシスト自転車を活用するなど、道の駅を拠点に市街地、農村地区、さらには然別湖へと、観光客等のヒトの流れ、モノの流れを観光協会等とともに図ってまいります。

懸案事項であります道の駅しかおいや然別湖畔エリアの再整備事業につきましては、一気呵成とはなりません、引き続き関係者等との協議のもと一歩ずつ着実に進めてまいります。

ふるさと納税関係につきましては、制度の見直しにより運営が厳しくなる中であって、自治体の二極化が始まっており、寄附額の増減は地場産品を返礼品として提供いただく町内事業者の経営にも影響することから、中間管理事業者とともに寄附額増加に向けた対策を講じてまいります。

商工業関係につきましては、物価高騰の影響を大きく受ける町内事業者に対し商工会等の関係機関と連携を密にし、経営の安定化や健全化へ向けた支援事業を引き続き取り組んでまいります。

また、昨年鹿追市街において新たな飲食店が開業しており、こうした明るい話題が今後も続くよう起業を目指す方々への積極的な支援及び関係機関との情報共有に努めてまいります。

魚族資源関係につきましては、いよいよこの春、鹿追産キャビアを商品化いたします。安定的な商品製造と、販路拡大やブランドイメージの定着に向けて取り組んでまいります。

また、飲食店へのチョウザメ魚肉の販売を継続するとともに、キャビア、魚肉を町民の皆様にも御賞味いただきたく、数量限定とはなりますが町民還元事業にも取り組んでまいります。

また、オショロコマ（ミヤベイワナ）は然別湖のみに生息する貴重な魚種であることから資源保護に努めるとともに、生息域である然別湖を関係機関と連携しながら環境保全に取り組んでまいります。

陶芸関係につきましては、展示会等を通じて鹿追焼のブランド価値を高める一方、町内での流通を促進し鹿追焼の日用使いによる普及に努めてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。

ジオパーク活動を通じ、「エゾナキウサギ生息地」や「然別火山群のオパール産地」など地域の貴重な自然・文化遺産の保全と活用、関係機関と連携した教育活動、観光振興、防災教育などに取り組むとともに、「鹿追型ゼロカーボンシティ」と協調して、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

令和7年度（2025年度）は、ジオパーク全国大会が北海道で開催されるとともに、4年に一度の再認定審査の年になります。これらのイベントを通して、町民の皆様や関係機関との連携をさらに深めながら、ジオパーク活動の推進に努めてまいります。

建設関係及び花とみどり関係について申し上げます。

道路関係につきましては、年間を通じ安全で安心して通行していただけるよう適切な維持管理に努め、維持修繕を順次進めるとともに、継続して東町南通り歩道整備工事を、特定防衛施設周辺調整交付金を活用し進めてまいります。また、鹿追9号線・ストニィプレイン通りの改良舗装工事、瓜幕22号線歩道新設工事及び、4丁日本通りの路面性状調査を社会資本整備総合交付金により進めるとともに、整備を進めている路線の早期完成を目指して取り組んでまいります。

橋梁関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を基に、鹿美橋橋梁補修工事に着手し、事業を進めてまいります。

河川関係につきましては、然別演習場の土砂流出対策を継続して進めるとともに、継続して緊急しゅんせつ推進事業を活用し池戸川の土砂撤去及び、新たにユクシナイ川の土砂撤去を進めてまいります。

国道、道道につきましては、未改修区間の解消に向けた工事を継続して要望するとともに、国が実施している瓜幕地区の交差点改良工事、笹川地区の防雪柵設置工事の推進に引き続き協力してまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に継続して白樺団地の解体及び瓜幕西団地の外部修繕を進めるとともに、策定後5年が経過した「鹿追町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」の見直しを進めてまいります。

また、北海道が計画する道営住宅建設に向け北海道と連携して事業推進に協力してまいります。

今後も公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備を進めてまいります。

花とみどり関係につきましては、「環境美化宣言」を基に「花とみどりの町づくり」の推

進を継続的に進め、関係団体及び町民の皆様と連携を図り、花と緑を取り入れた彩り豊かな美しいまちづくりに努めてまいります。

また、「しかりべつ川公園パークゴルフ場」及び「しかおいG E O P（ジオ）パークゴルフ場」を中心に、町内の各公園が安全で安心して利用でき、誰からも親しまれる公園になるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

水道関係につきましては、地方公営企業法の一部を適用し新たな会計制度の下で事業を進めておりますが、これまで同様に「安全で安心な水」の供給と適切な維持管理に努めてまいります。

市街地区につきましては、新たに取水施設整備に着手し安定した水の供給に努め、未普及地域解消に向け笹川地域の一部の配水管整備を進めてまいります。

下水道関係につきましては、水道事業と同様に地方公営企業会計の一部を適用し事業を進めてまいります。

鹿追地区の処理施設、管路施設の更新事業の継続と、新たに瓜幕地区の管路施設更新に着手し、機能強化に努めてまいります。併せて、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。

近年、気候変動に伴う災害が全国各地で頻発しており、十勝管内においても記録的な大雪のため、住民生活に大きな影響が出たところです。

このような状況を踏まえて、整備から10年を経過した消防施設の機能保持といたしまして、指令システム・デジタル無線機器の部分更新を行うとともに、消防団員の災害活動時の安全装備品の充実を図ってまいります。

教育関係について申し上げます。

鹿追町教育大綱において、教育政策に関する総括的な方針として掲げております「持続可能な社会の創り手の育成」及び「ウェルビーイングの向上」は、今後、本町が目指すべき地域社会と地域住民のありようとして重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向け「まちづくり」と調和を図りながら教育政策を講じてまいります。

学校教育につきましては、「主体的・対話的で深い学び」の実現とグローバル人材の育成に向け、探究教育のさらなる充実を図り、国際的な教育プログラム「国際バカロレア」の中学校での認定を目指すとともに、学校におけるICT環境の充実を図り、子どもたちが未来を生き抜くための情報活用能力のさらなる育成に向け取り組んでまいります。

また、幼小中高一貫教育の頂点として極めて重要な存在である北海道鹿追高等学校の持続的な発展に向け、各種支援策の継続と寄宿舎施設の充実を図ってまいります。

社会教育につきましては、町民の皆様が「いつでも、どこでも、何でも」学べる環境を整え、学習成果を生かせる仕組みの充実に努めてまいります。

農事組合の合併により手狭となった公民館中鹿追分館を増築し、多くの方々が学習や交流などの公民館活動を深められる場を整備するとともに、各種生涯学習施設の連携と活用により、文化・スポーツ団体の支援や次世代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、館蔵品の「日勝コレクション」のほか、気鋭の作家招聘による企画展や道内の他の美術館との作品交換展などを通して広く日勝ファンの獲得を目指してまいります。

図書館につきましては、利用しやすく、より快適な施設を目指して、環境整備を進めてまいります。また、文化財につきましては、町指定文化財の適正な保護と保全に努めるとともに、その学術的価値の調査と研究を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、総合スポーツセンターや健康温水プールなどの拠点施設を活用し、体育連盟や各スポーツ少年団などの団体と連携しながら、町民の健康維持と体力向上を図るとともに、町民一人1スポーツを推進してまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制が安定的に確保されることは町民生活の安心を確保する上で最も重要なものであります。

町民の健康と生命を守るため、地域における基幹病院として、通常診療に加え、訪問診療や専門科診療を継続して実施するとともに、疾病予防や治療、リハビリを効果的に結びつけ、患者に寄り添った医療を提供するとともに、医療機器につきましても計画的に更新を図り、医療体制の充実に努めてまいります。

昨年より御心配をおかけしている病院の運営環境の改善につきましては、まだ十分と言える状況ではありません。地域住民から信頼される病院づくりと、職員が働きやすい職場環境の構築に全力で取り組んでまいります。

以上、令和7年度（2025年度）町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきました。

私が町長に就任した当初より「町民皆様の声に耳を傾ける」ことを何より大切にしており、「鹿追町に住んでよかった」、「この町に暮らしてよかった」そう思っただけのよう、

限られた財源を駆使し、持続可能なまちづくりのため、現状維持ではなく、常に改革と挑戦を続ける町政の推進を図り、「オール鹿追」「チーム鹿追」で職員一丸となって努力する覚悟であります。

どうか議員皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、執行方針の説明といたします。

○議長（上嶋和志）

これで町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は、11 時 10 分とします。

休憩 11 時 00 分

再開 11 時 10 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 6

教育行政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程 6、教育行政執行方針を行います。

渡辺雅人教育長。

○教育長（渡辺雅人）

令和 7 年（2025 年）第 1 回定例会の開会にあたり、鹿追町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の急速な進展などにより、人々の価値観や働き方、生活様式の変容など社会環境が大きく変化し、将来の予測が困難な時代において、前例にとらわれない新たな発想と行動力を持つ人材の育成が求められております。

鹿追町教育大綱の基本理念である、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いてゆく「持続可能な社会の創り手の育成」と個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「ウェルビーイングの向上」を図っていくことを目指し、社会教育と学校教育を両輪として必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

以下、令和 7 年度（2025 年度）において、重点的に取り組む政策を申し上げます。

第1は、生涯にわたって学び続けるための環境づくりについてであります。

生涯学習の推進。

「人生100年時代」を迎え、より豊かな生き方、暮らし方が志向され、生涯にわたる学びの重要性がこれまで以上に高まっております。誰もがライフステージに応じて自由に学習機会を選択し、学びを深めることで、自己実現や社会貢献を果たしながら、充実した人生を送ることができるよう、生きがいを感じながら活躍できる地域社会の構築と、誰もが学び続けられる環境の整備が必要とされております。

このような中、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を、探究学習の充実による学校教育において培い、将来、様々な分野・地域で活躍するための資質・能力を身に付けるとともに、学校卒業後においても年齢を問わず自ら学習し、自己の能力を高め、地域貢献への意欲と当事者意識を持ちながら、地域の担い手としての活動につなげていくことが必要となります。

そのため「第5次生涯学習中期計画」に基づき、学校や公民館、図書館、美術館、スポーツセンターなどの社会教育施設を「学びの拠点」として活用し、地域における学習活動を支えてまいります。さらに、ピュアモルトクラブハウスを拠点とした青年団体活動の支援を通じて、次世代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

また、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動との一体的な推進や、関係機関、各種団体と連携・協働を進め、地域教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図るとともに、地域人材を有効活用する取り組みを構築し、学習機会の充実を図ってまいります。

スポーツ・芸術文化に親しむ環境づくり。

スポーツや芸術文化を通じた活動や交流は、地域コミュニティの形成や活性化に大きな役割を果たしており、誰もが年齢や関心、適性に応じて、日常的にスポーツや芸術文化に親しむことができる機会や環境を整備することが重要であります。

このため、スポーツ・芸術文化を支える人材の育成に取り組むとともに、公共のスポーツ施設や公民館施設など文化施設の充実・改善を図ってまいります。

また、学校部活動の改革や地域への展開を推進し、町民ニーズに応じた多様なスポーツ・芸術文化の活動の場の整備を図ってまいります。

神田日勝記念美術館については、神田日勝の画業を顕彰するとともに、館蔵品による「日

勝コレクション」のほか、気鋭の作家招聘による企画展や道内の他の美術館との作品交換展などを通して、広く日勝ファンの獲得を目指してまいります。

図書館については、誰もが利用しやすく、居心地の良い環境整備を進めるとともに、読書活動のさらなる充実を図ってまいります。文化財に関しては、ジオパーク推進課と連携し、鹿追町文化財「然別火山群オパール産地」の適切な保護と保全に努めるとともに、その学術的価値に関する調査・研究を引続き進めてまいります。

鹿追高等学校の持続的な発展に向けた支援。

今後の管内における中学校卒業生数の減少など、地方の高校を取り巻く環境は益々厳しくなると考えられます。一方で、町の最高学府として、さらには町に賑わいをもたらす教育機関として、高校への期待と役割は益々大きくなってきております。

本町において、鹿追高校は人材育成の面においても、まちづくりの面においても、その役割は極めて重要であることから、鹿追高校の持続的な発展に向け、地元で愛される高校づくりと各種支援策の継続及び全国募集など遠方からの生徒の受入態勢の整備・充実を図り、高校魅力化への支援を一層推進してまいります。

誰一人取り残さない学びの確保に向けた対策。

子どもたちの多様な学びの機会を確保するため、学校教育に必要不可欠なツールであるICTのさらなる活用に向け、学習端末と校務用端末の計画的な更新を進めてまいります。

また、誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を引き出す学びを推進するため、特別支援教育においては、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、不登校への対応では、学校と教育支援センターの連携強化などにより、児童生徒一人一人や保護者に寄り添った支援を継続し、全ての児童生徒が安心して学べる、魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

また、多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会の構築に貢献ができるよう、多様な体験活動や地域で子供が交流・協働するキャリア教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々及び環境と接する機会を創出するなど、学校と地域が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会へ広げ、子供・保護者・地域住民・教職員それぞれが主体的に学校運営に参画する、みんなで創る「みんなの学校」を目指してまいります。

第2は、今後の社会環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成についてであります。

幼小中高一貫教育の推進。

郷土を愛し、地域や世界の課題解決に向けて主体的に取り組むグローバルな視点と、これからの国際社会をたくましく生き抜くために必要な資質・能力を備えた人材育成が求められております。義務教育においては、様々な分野、地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を目指し、中学校での「国際バカロレア」の認定に向け、探究教育の充実と生徒が主体となった授業改善を図るとともに、さらなる世代間、学校間の接続・連携を推進してまいります。

また、一貫教育の頂点である鹿追高校の探究教育についても支援をし、幼児教育から高校までの主体的・対話的で深い学びを実現する「幼小中高一貫教育モデル」の具現化に取り組んでまいります。

結びに、教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、夢や希望の源泉として一人ひとりの生涯を支えるとともに、その成果は、広く社会全体に還元され、地域社会の維持・発展の原動力となります。本町が持つ雄大な自然や歴史、文化、産業など、特色ある多様な資源を生かしながら、地域社会全体のウェルビーイングの向上に貢献する教育振興に全力で取り組んでまいります。

町理事者、町議会、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度（2025年度）の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

これで教育行政執行方針を終わります。

日程 7 請願第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める請願

○議長（上嶋和志）

日程 7、請願第 1 号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める請願を議題とします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 8 議案第 2 号 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 8、議案第 2 号、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 2 号は、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

はじめに提案の趣旨を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに通園給付として、子供誰でも通園制度において、乳児等通園支援事業が創設されました。

児童福祉法におきまして、乳児等通園支援事業が市町村による許認可、認可事業となり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に施行されますことから、条例として制定するものであります。

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、本文が 3 章、27 条、附則が 1 項構成をされており、第 1 章は総則の規定であり、第 1 条は趣旨について、第 2 条は定義について、第 3 条は最低基準の目的等について、第 4 条は最低基準と乳児等通園支援事業者について、第 2 章は乳児等通園支援事業の区分の規定であり、第 5 条は乳児等通園支援事業者の一般原則について、第 6 条は乳児等通園支援事業者と、非常災害について、第 7 条は安全計画の策定等について、第 8 条は自動車を運行する場合の所在の確認について、第 9 条は乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について、第 10 条は、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について、第 11 条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、第 12 条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第 13 条は虐待等の防止について、第 14 条は衛生管理等について、第 15 条は食事の提供を行う場合に備える設備について、第 16 条は乳児等通園支援事業内部の規程について、第 17 条は乳児等支援事業所に備える帳簿について、第 18 条は秘密保持等について、第 19 条は苦情への対応について、第 20 条は乳児等通園支援事業の区分について、第 21 条は施設の基準について、第 22 条は職員の基準について、第 23 条は乳児等

通園支援の内容について、第 24 条は保護者との連絡について、第 25 条は設備及び職員の基準について、第 26 条は準用について、第 3 章は雑則についての規定であり、第 27 条は電磁的記録についてそれぞれ規定をしており、次に附則第 1 項は施行期日の規定であり、この条例は令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 2 号は、新規条例のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 9 議案第 3 号 鹿追町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 9、議案第 3 号、鹿追町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 号は鹿追町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

はじめに提案の趣旨を申し上げます。

子ども・子育て支援法では、市町村が行う子ども子育て支援に関する附属機関として、審議会その他の合議制の機関を条例で設置することを努力義務としており、令和7年度（2025年）から仮称であります。鹿追町子ども計画を策定する計画であることから、新たに条例を制定したいとするものであります。

鹿追町子ども・子育て会議条例は、本文が8条、附則が2項で構成されており、第1条は設置について、第2条は組織について、第3条は委員の任期について、第4条は会長について、第5条は議事について、第6条は書面による議決について、第7条は庶務について、第8条は委任についてそれぞれ規定をしており、次に、附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は令和7年（2025年）4月1日から施行するもので、第2項は報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するもので、子ども・子育て会議の委員長及び委員の報酬を定めるものであります。

以上、鹿追町子ども・子育て会議条例の制定についての御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号は、新規条例のため、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 10 議案第4号 子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 10、議案第 4 号、子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 4 号は、子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、健康保険等の被保険者証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されたため、子ども医療費の助成に関する条例、及び重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 5 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年（2025 年）6 月 1 日に施行されるため、関係する職員の給与に関する条例及び消防団条例の一部を改正するもので、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることにより、文言の整理をするものであります。

以上、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第6号 鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第6号、鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第6号は、鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

情報通信技術の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文及び文言の整理を行うものであります。

以上、鹿追町議会議員鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第7号 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程13、議案第7号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第7号は、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係るが関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和

7年（2025年）4月1日施行されることに伴いまして、引用条文及び対象となる事業の整理を行うものであります。

以上、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14	議案第 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-------	---------	------------------------------------

日程 15	議案第 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-------	---------	---------------------------------

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 8 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、日程 15、議案第 9 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件については関連がありますので、一括して、提案説明と質疑討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 8 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例の制定について、関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

改正の要旨を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行されますことから、超過勤務の対象となるこの範囲の拡大及び引用条文の整理を行うものであります。

以上、議案第 8 号及び第 9 号を一括で御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 10 号 鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（上嶋和志）

日程 16、議案第 10 号、鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 10 号は、鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

新たな仕組み、高等学校寄宿舎の使用開始にあたり、これまでの鹿砦寮を廃止するとともに、使用料の見直し及び名称の変更等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿迫高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げ

げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 11 号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 18 議案第 12 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長（上嶋和志）

日程 17、議案第 11 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 18、議案第 12 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、

議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 11 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

改正の要旨を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令がそれぞれ令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に施行されますことから、連携施設経過措置の延長保育内容、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設等の見直し及び文言の整理を行うものであります。

以上、議案第 11 号及び第 12 号を一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 13 号 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 19、議案第 13 号、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 13 号は、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、令和 6 年（2024 年）12 月 2 日に健康保険等の被保険者証が原則廃止されたことから、文言の整理を行うものであります。

以上、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました

日程 20 議案第 14 号 鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 14 号、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 14 号は、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の各種許可申請において手数料を徴することができるよう条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時からとします。

休憩 11 時 53 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで御報告します。

菊池輝夫農業委員会会長より、午後の会議を欠席する旨の届けがありました。

日程 21 議案第 15 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 21、議案第 15 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 15 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 12 号）は次に定めるところによるとい
たしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 1 億 2,112 万
5,000 円減額しまして、総額を 87 億 5,684 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条は債務負担行為の補正変更について、第 3 条は地方債の補正変更についてであり
ます。

補正内容につきましては、歳出 55 ページより御説明いたします。

款項目、議会費は、報酬から負担金まで合計で 156 万 1,000 円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費は、給料から旅費までの合計で 1,747 万 9,000 円の減
額。

文書広報費の負担金で 100 万円の減額。

財産管理費は財源内訳の補正であります。

支所費の報酬で 100 万円、職員手当等で 40 万円のそれぞれ減額、需用費合計で 33 万円

の追加。

企画振興費の旅費で 140 万 3,000 円の減額。

交通安全推進費は財源内訳の補正であります。

職員研修費の旅費で 50 万円の減額。

公害防災費は報酬から負担金まで合計 29 万 4,000 円の減額。

車両管理費の需用費合計で 106 万 5,000 円の追加。

ライディングパーク費の備品購入費で 7 万円の減額。

ジオパーク事業費の旅費で 9 万 2,000 円の減額。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域の委託料合計で、2,301 万 2,000 円の減額。

ゼロカーボン推進費は財源内訳の補正であります。

デジタル推進費の委託料で 54 万 8,000 円の減額。

項目、戸籍住民登録費は財源内訳の補正であります。

選挙費、選挙管理委員会費は、報酬及び旅費の合計で 12 万 6,000 円の減額。

衆議院議員選挙費は、報酬から原材料費の合計で 97 万 2,000 円の減額。

項目、監査委員費の旅費で 14 万円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の国保会計への繰出金で 1 万 6,000 円の追加。

心身障がい者特別対策費の需用費、修繕料で 98 万円の追加。

旅費から貸付金までの合計で 3,958 万 5,000 円の減額。

在宅福祉費の介護会計の繰出金で 10 万 3,000 円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬及び旅費の合計で 55 万 9,000 円の減額、需用費、修繕料で 48 万円の追加。

児童措置費の旅費で 4 万 4,000 円の減額、負担金で 17 万 6,000 円の追加。

こども園費の報酬、職員手当及び委託料の合計で 511 万 3,000 円の減額、需用費、賄材料費で 100 万円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金合計で 2,019 万 6,000 円の減額。

予防費の委託料で 531 万円の減額、償還金で 29 万 4,000 円の追加。

保健指導費の報酬から扶助費までの合計で 332 万 4,000 円の減額、負担金で 38 万 5,000 円、償還金で 85 万 2,000 円のそれぞれ追加。

環境衛生費の旅費で 3 万 5,000 円の減額。

へき地保健対策費の需用費合計で 50 万円の追加。

清掃費、清掃総務費の委託料及び負担金の合計で 277 万 4,000 円の減額。

農林費、農業費、農業振興費の負担金で 947 万 8,000 円の減額。

農業開発研究費の需用費、燃料費で 7 万 5,000 円、原材料費で 41 万円のそれぞれ追加。

畜産業費の備品購入費で合計 228 万 1,000 円の追加、負担金で合計 833 万 2,000 円の減額。

環境保全センター費の委託料で合計 2,949 万 6,000 円の減額、負担金で合計 95 万円の追加。

農業用水事業費の役務費で 15 万 6,000 円、負担金で 440 万 3,000 円のそれぞれ追加、投資及び出資金で 750 万円の減額。

土地改良事業費の使用料で 2 万 2,000 円の減額、負担金で合計 3,413 万 6,000 円の追加。

産業後継者対策費の職員手当等で 14 万 8,000 円の減額。

林業費、林業振興費の報償費で 19 万 2,000 円の追加、委託料及び負担金の合計で 413 万円の減額。

款項、商工費、商工業振興費の旅費から負担金の合計で 174 万 4,000 円の減額。

観光費の負担金で 58 万 7,000 円の減額。

魚族資源保護対策費は、財源諸税の補正であります。

労働諸費の負担金で 55 万円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の職員手当等で 20 万円の減額、需用費、消耗品費から使用料までの合計で 1,799 万円の追加、工事請負費から公課費までの合計で 58 万 2,000 円の減額であります。

道路新設改良費及び項目、河川費は財源内訳の補正であります。

都市計画費、公園緑地費の報酬及び職員手当等の合計で 231 万 4,000 円の減額。

花とみどり費の報酬及び需用費合計で 187 万 1,000 円の減額。

住宅費、住宅管理費は財源内訳の補正であります。

住宅建設費、委託料及び工事請負費の合計で 406 万 9,000 円の減額。

教育費、教育総務費、教育振興費の職員手当等から貸付金までの合計で 1,592 万 7,000 円の減額。

共同調理場費の需用費、修繕料で 62 万円の追加。

車両管理費の需用費合計で 109 万円の追加。

小学校費、学校管理費の需用費合計で 225 万円の追加、委託料から扶助費までの合計で

61 万 5,000 円の追加。

中学校費、学校管理費の扶助費で 110 万円の減額。

社会教育費、社会教育総務費の負担金で 1 万 6,000 円の減額。

社会教育施設費の委託料で 21 万円の減額。

図書館費は財源内訳の補正であります。

神田日勝記念美術館費の報酬から委託料までの合計で 15 万 7,000 円の減額。

青少年活動推進費は財源内訳の補正であります。

保健体育費、体育振興費の備品購入費で 16 万 5,000 円の減額。

款項、公債費、元金の償還金で 43 万円の追加、利子の償還金で 266 万 6,000 円の減額。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計 2,433 万 3,000 円の追加。

款項目、予備費の予備費で 100 万円の追加であります。

次に歳入 45 ページから御説明申し上げます。

地方譲与税、項目、森林環境譲与税の森林環境譲与税で 66 万 8,000 円の追加。

款項目、地方交付税の地方交付税で 1,785 万 4,000 円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で 1,436 万円の追加。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で 2 万 7,000 円の減額。

農林使用料の農業使用料で 279 万 6,000 円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で 2,057 万 4,000 円の減額。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 1,806 万 9,000 円の減額。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金で合計 2,084 万 9,000 円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で 38 万 5,000 円の追加。

農林費国庫補助金の農業費補助金で 200 万円の減額。

土木費国庫補助金の住宅費補助金で 268 万 5,000 円の減額。

教育費国庫補助金の教育総務費補助金で合計 2,105 万 1,000 円、小学校費補助金で 12 万 5,000 円のそれぞれ減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で 34 万 7,000 円の減額。

道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で 92 万 7,000 円の減額。

農林費道補助金の農業費補助金で合計 839 万円の追加、林業費補助金で合計 648 万 4,000 円の減額。

教育費道補助金の小学校費補助金で1万5,000円の追加、中学校費補助金で2万6,000円の減額。

委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で10万3,000円、選挙費委託金で96万4,000円のそれぞれ追加。

農林費委託金の農業費委託金で10万8,000円の追加。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の土地建物貸付収入で212万1,000円の減額。

利子及び配当金の利子及び配当金で合計194万2,000円の追加。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市の株式会社安井測量設計事務所様、株式会社エレファント様、エム・エス・ケー農業機械株式会社様、札幌市の株式会社セイコーマート様、音更町の大井アグリサポート株式会社様から、それぞれ金額、非公表で企業版ふるさと納税をいただいております、さらに、東京都の株式会社T&Dホールディングス様から100万円、札幌市のホクレン農業協同組合連合会様から100万円、帯広市の株式会社振興電気様から200万円の合計460万円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で5,000万円の減額。

町づくり基金繰入金の町づくり基金繰入金で1,682万7,000円の減額。

交通安全推進基金繰入金の交通安全推進基金繰入金で1万3,000円の追加。

農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で700万円の減額。

環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で、1,198万9,000円の減額。

林業振興基金繰入金の林業振興基金繰入金で9万7,000円の追加。

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金の鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金で61万9,000円の減額。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で520万円の減額。

修学基金繰入金の修学基金繰入金で273万4,000円の減額。

諸収入、項目、貸付金元利収入で合計854万円の減額。

受託事業収入、衛生費受託事業収入の保健衛生費受託事業収入で93万円の減額。

項目、雑入の雑入で合計3,159万4,000円の減額。

款項、町債、衛生債の清掃債で230万円の追加。

農林債の農業債で290万円の減額。

土木債の道路橋りょう債で合計1,580万円の追加、河川債で100万円の減額。

教育債の教育総務債で 140 万円の減額、小学校債で 280 万円の追加となるものであります。

次に 41 ページの第 2 表、債務負担行為補正変更について御説明いたします。

事項は、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金で、借入れ件数の増加によりまして、限度額 180 万 4,000 円以内に 184 万 9,000 円を追加しまして、補正後の限度額を 365 万 3,000 円以内とするもので、期間については変更ありません。

次に、42 ページの第 3 表の地方債補正変更について御説明いたします。

起債の目的は過疎対策事業で、限度額に 2,090 万円を追加し、補正後の限度額を 1 億 7,130 万円に。

辺地対策事業は限度額から 290 万を減額し、補正後の限度額を 150 万円に。

緊急浚渫推進事業は限度額から 100 万円を減額し、補正後の限度額を 900 万円に。

一般事業、臨時高等学校改築等事業は限度額から 140 万円を減額し、補正後の限度額を 3 億 5,500 万円とし、限度額以外に変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第 12 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 22 議案第 16 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 22、議案第 16 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 16 号は、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 26 万円を追加しまして、総額を 7 億 6,360 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出 79 ページを御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料で 1 万 5,000 円の追加。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養費の負担金で 4 万 5,000 円、審査支払手数料の役務費で 7 万 3,000 円のそれぞれ追加。

款項目、保健事業費の委託料で 84 万 9,000 円の追加。

諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で 72 万 2,000 円の減額であります。

次に歳入 78 ページから御説明いたします。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で 11 万 8,000 円、特別交付金で合計 12 万 6,000 円のそれぞれ追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 1 万 6,000 円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 17 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議案第 17 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）は次に
定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補
正であり、（3）年間患者数、2 外来 1 万 5,795 人に 3,402 人を追加しまして、1 万 9,197

人とし、(4) 1日平均患者数、2外来65人に14人を追加し79人に、(5)建設改良事業、1有形固定資産購入費2,074万8,000円から217万5,000円を減額しまして、1,857万3,000円に、2施設整備費、6,700万円から320万円を減額し、6,380万円にそれぞれ改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益に168万7,000円の追加。

第2項、医業外収益から2,113万6,000円を減額し、合計1,944万9,000円を減額し、補正後の額を6億3,797万4,000円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に383万5,000円の追加。第2項、医業外費用から47万円の減額。第3項、特別損失から2万9,000円の減額で、合計333万6,000円を追加し、補正後の額を6億6,075万9,000円に改めるものであります。

なお、支出額に対しまして不足する収入額2,278万5,000円は、議案には掲載しておりませんが、地方公営企業法第32条の2及び鹿追町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例、第4条、欠損の処理の規定により、未処分利益積立金をもって補填することとしております。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,530万2,000円に2,851万5,000円を追加しまして、6,381万7,000円に改め、収入の補正は、第1款、資本的収入、第1項、他会計補助金から76万9,000円、第2項、企業債から600万円、第3項、補助金から2,712万1,000円の合計3,389万円を減額し、補正後の額を3,957万5,000円に。

支出の補正は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から537万5,000円を減額し、補正後の額を1億339万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

第5条は予算第6条に定めます、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正であり、(1)職員給与費4億2,283万8,000円から1,057万2,000円を減額しまして、4億1,226万6,000円に、(2)交際費22万円から10万円を減額し、12万円にそれぞれ改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、3億1,071万円から2,072万円を減額し、2億8,998万8,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めます棚卸資産購入限度額の補正であり、3,871万6,000円

に、961万3,000円を追加しまして、4,832万9,000円に改めるものであります。

第8条は予算第9条に定めます企業債の補正であり、起債の目的は、スプリンクラー設備整備事業で限度額3,980万円から600万円を減額し、補正後の限度額を3,380万円とするもので、限度額以外の変更はございません。

次に、補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益、入院収益で84万3,000円の追加。外来収益で365万2,000円の減額。その他医業収益で合計449万6,000円の追加。

医業外収益、他会計補助金で合計1,995万3,000円、患者外給食収益で3万6,000円、その他医業外収益で131万7,000円をそれぞれ減額。

補助金で17万円の追加。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計1,057万2,000円の減額。

材料費で合計1,091万3,000円、経費で合計179万8,000円、減価償却費で36万7,000円、資産減耗費で合計158万3,000円のそれぞれ追加。研究研修費で25万4,000円の減額。

医業外費用、消費税及び地方消費税で47万円の減額。

項目、特別損失で2万9,000円の減額であります。

次に資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入、項目、他会計補助金で76万9,000円、項目、企業債で600万円、項目、補助金で2,712万1,000円のそれぞれ減額であります。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で217万5,000円、施設整備費で320万円のそれぞれ減額となるものであります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 18 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 24、議案第 18 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（4）主要な建設改良事業の事業費 4,087 万 6,000 円から、407 万 4,000 円を減額し、補正後の額を 3,680 万 2,000 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては第 1 款、簡易水道事業収益、第 1 項、営業収益から 266 万 1,000 円の減額。

第 2 項、営業外収益に 440 万 3,000 円の追加で、合計 174 万 2,000 円を追加し、補正後の額を 2 億 1,723 万 6,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、簡易水道事業費用、第 2 項、営業外費用に 280 万 5,000

円を追加し、補正後の額を1億3,036万1,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,352万8,000円から、59万4,000円を減額し、9,293万4,000円とし、収入につきましては、第1款、資本的収入、第1項、企業債から360万円、第2項、補助金から146万2,000円、第3項、負担金から223万3,000円の合計729万5,000円を減額し、補正後の額を4,613万9,000円に改めるものであります。

支出につきましては第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から736万7,000円、第2項、固定資産購入費から52万2,000円の合計788万9,000円を減額し、補正後の額を1億3,907万3,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第5条に定めます企業債の補正であり、起債の目的は、簡易水道事業債で限度額から50万円を減額し、補正後の額を1,540万円に、過疎対策事業債は限度額から300万円を減額し、補正後の額を1,000万円に、公営企業会計適用事業は限度額から10万円を減額し、補正後の額を170万円とし、起債の利率を2%以内から3%以内に改めるものであります。

第6条は、予算第9条に定めます他会計からの補助金の補正であり、7,960万1,000円に440万3,000円を追加しまして、8,400万4,000円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては簡易水道事業収益、営業収益、給水収益で266万1,000円の減額。

営業外収益、他会計補助金で440万3,000円の追加であります。

支出につきましては、簡易水道事業費、営業外費用、消費税及び地方消費税で280万5,000円の追加であります。

次に資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入、企業債、建設改良事業債で350万円、その他企業債で10万円のそれぞれ減額、補助金の国庫補助金で146万2,000円の減額、負担金の工事負担金で223万3,000円の減額であります。

支出につきましては、資本的支出、項目、建設改良費で合計736万7,000円の減額。

固定資産購入費、有形固定資産購入費で52万2,000円の減額であります。

以上、簡易水道事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 25 議案第 19 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 25、議案第 19 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計補正予算（第 4 号）となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（4）主要な建設改良事業の事業費 1 億 9,085 万円から 1,751 万 6,000 円を減額しまして、

補正後の額を1億7,333万4,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益に225万円を追加し、補正後の額を3億436万7,000円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、下水道事業費用、第2項、営業外費用から60万円、第3項、特別損失から123万8,000円の合計183万8,000円を減額し、補正後の額を2億5,579万8,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億473万5,000円に313万円を追加し、1億786万5,000円とし、収入につきましては、第1款、資本的収入、第1項、企業債に240万円を追加、第2項、出資金から750万円の減額、第3項、補助金から212万8,000円の減額で合計722万8,000円を減額し、補正後の額を2億3,145万円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から409万8,000円を減額し、補正後の額を3億3,931万5,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めます企業債の補正であり、起債の目的は公共下水道整備事業の限度額に180万円を追加し、補正後の額を6,560万円に、過疎対策事業債の限度額に70万円を追加し、補正後の額を5,850万円に、公営企業会計適用事業の限度額から10万円を減額し、補正後の額を170万円にそれぞれ改めるものであります。

第6条は、予算第10条に定めます他会計からの負担金及び補助金の補正であり、1億6,621万円から750万円を減額し、1億5,871万円に改めるものであります。

補正予算の内容につきまして、補正予算説明書により御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、消費税及び地方消費税還付金で285万円の追加、雑収入で60万円の減額であります。

支出につきましては、下水道事業費用、営業外費用、雑支出で60万円、特別損失、その他特別損失で123万8,000円のそれぞれ減額であります。

次に資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入、項目、企業債で合計240万円の追加。

出資金、他会計出資金で750万円の減額。

項目、道支資金で212万8,000円の減額であります。

支出につきましては、資本的支出、項目、建設改良費で委託料及び工事請負費合計で409

万 8,000 円の減額であります。

以上、下水道事業会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 26 議案第 20 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 5 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 26、議案第 20 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号は、令和 6 年度（2024 年度）介護保険特別会計補正予算（第 5 号）となる

ものです。

令和6年度（2024年度）介護保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,114万1,000円を追加しまして、総額を5億7,406万8,000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出109ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の共済費で6万円、負担金で12万1,000円のそれぞれ追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス計画給付費の負担金で339万8,000円の追加。

施設介護サービス給付費の負担金で9,000円の追加。

福祉用具購入費の負担金で34万6,000円の追加。

住宅改修費の負担金で13万8,000円の追加。

審査支払手数料の役務費で4万4,000円の追加。

地域密着型サービス給付費の負担金で、1,090万円の追加。

項目、高額介護サービス等費の負担金で27万9,000円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費及び地域支援事業費、項目、一般介護予防事業費は財源内訳の補正であります。

包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の役務費で1万2,000円の追加。

款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で583万4,000円の追加。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金は、財源内訳の補正であります。

次に、歳入105ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で196万9,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で211万7,000円の追加。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で717万6,000円の追加。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）、現年度分で40万7,000円の減額。

地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援以外の現年度分で1,000円の追加。

保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金で66万8,000円の追加。

介護保険保険者努力支援交付金の介護保険保険者努力支援交付金で86万9,000円の追加。

介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で6万円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で293万4,000円の追加。

道補助金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援以外の現年度分で3,000円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で43万9,000円の追加。

地域支援事業交付金の現年度分で1万9,000円の減額。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の実施及び配当金で6,000円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で14万円の減額。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で8万7,000円の減額。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で3,000円の追加。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で6万円、事務費繰入金で6万1,000円のそれぞれ追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で583万4,000円の追加。

諸収入、雑入、返納金の返納金で3,000円の追加。

雑入の雑入で40万9,000円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 27 議案第 21 号 令和 6 年度（2024 年）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 27、議案第 21 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 21 号は、令和 6 年度（2024 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 232 万円を減額しまして、総額を 1 億 660 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 118 ページより御説明いたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 232 万円の減額であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料特別徴収保険料の現年度分で 663 万 8,000 円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 397 万 7,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 34 万 1,000 円の追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 28	議案第 22 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計予算について
日程 29	議案第 23 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険特別会計 予算について
日程 30	議案第 24 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計 予算について
日程 31	議案第 25 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計予 算について
日程 32	議案第 26 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町下水道事業会計予算に ついて
日程 33	議案第 27 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計予算 について
日程 34	議案第 28 号	令和 7 年度（2025 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会 計予算について

○議長（上嶋和志）

日程 28、議案第 22 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計予算について。

日程 29、議案第 23 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険特別会計予算につ
いて。

日程 30、議案第 24 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計予算

について。

日程 31、議案第 25 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計予算について。

日程 32、議案第 26 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町下水道事業会計予算について。

日程 33、議案第 27 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 34、議案第 28 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件について関連がありますので、一括議題とします。

ここで暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 22 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計予算及び第 23 号、令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険特別会計予算から第 28 号、令和 7 年度（2025 年度）後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計 7 件につきまして、一括で御説明を申し上げます。

予算書の表紙をお開きいただきまして、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町各会計予算書別集計表によりその規模等申し上げまして、説明とさせていただきます。

当初予算額の比較であります、令和 7 年度（2025 年度）一般会計当初予算額は 79 億 5,000 万円であり、前年対比 3 億 6,000 万円、4.7%の増であります。

その主な要因につきましては、経常経費において人事院勧告に伴う人件費、児童手当等の増、投資的経費では、役場周辺 Z E C 化改修実施設計、防災行政無線更新、消防指令センター機器更新、瓜幕小学校体育館特定天井改修、中鹿追分館増築等による増が要因となっているところであります。

以下、6 特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は 7 億 169 万 8,000 円であり、対前年対比 6,309 万 2,000 円、8.2%の減であります。

主な要因につきましては、保険給付費及び保健事業費納付金が減となることによるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせて、当初予算額は7億1,569万4,000円であり、前年対比4,209万9,000円、6.2%の増であります。

主な要因につきましては、収益的収支で給与費の増と経費の減、資本的収支で有形固定資産購入費の増と、企業債償還金の減となるものによるというところであります。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせまして、当初予算額は4億400万7,000円であり、前年対比1億3,934万8,000円、52.7%の増であります。

主な要因につきましては、収益的収支で減価償却費の増を資本的収支で市街地区取水施設、配水管路工事新設の増によるものであります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせて、当初予算額5億532万9,000円であり、前年対比9,026万2,000円、15.2%の減であります。

主な要因につきましては、収益的収支で減価償却費の減、資本的収支で農業集落排水実施設計及び鹿追地区処理施設更新工事の減によるものであります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額は5億7,151万5,000円であり、前年対比2,899万6,000円、5.3%の増であります。

主な要因につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増となることによるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額は1億984万1,000円であり、前年対比160万7,000円、1.4%の減であります。

主な要因につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減となることによるものであります。

全会計では、当初予算総額109億5,808万4,000円であり、前年対比4億1,548万2,000円、3.9%の増となるものであります。

以上、議案第22号、鹿追町一般会計予算及び第23号から第28号までの6特別会計予算について、一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案については、議長を除く9人の委員で構成する令和7年度（2025年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案については、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることに、決定しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 14 時 20 分とします。

休憩 14 時 03 分

再開 14 時 20 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

令和 7 年度（2025 年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について、御報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に清水浩徳委員、副委員長に狩野正雄委員が互選されました。

審査日程は、3 月 17 日、18 日、19 日に行われることに決定いたしましたので、併せて御報告いたします。

日程 35 議案第 29 号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について

○議長（上嶋和志）

日程 35、議案第 29 号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 29 号は、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてであります。

提案理由を申し上げます。

この協定につきましては、平成 23 年（2011 年）7 月に管内の全町村が帯広市とそれぞれに協定の締結を行っており、今回が 4 期目となるもので、期間は令和 7 年度（2025 年度）

から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間であり、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例、第 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるもので、変更内容といたしましては、産業振興及び環境において、インバウンドの誘客や鳥獣被害対策実施隊、脱炭素社会の構築などを追加するものであります。

以上、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてを御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 36 同意第 1 号 鹿追町教育委員会教育長の任命について

○議長（上嶋和志）

日程 36、同意第 1 号、鹿追町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

渡辺教育長から退室の申出がありました。

ここで退出を認めます。

資料配付のため暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第1号、鹿追町教育委員会教育長の任命についてであります。

次のものを鹿追町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては現教育長、渡辺雅人氏の任期が令和7年（2025年）3月31日で満了になることによるものでございます。

ただいま、履歴書をお配りいたしましたけれども、現教育長の渡辺雅人氏に引き続き、教育長として審議をいただきたいということでございます。

教育長、今度2期目というかたちになります。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

渡辺教育長の入室を認めます。

日程 37 同意第 2 号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上嶋和志）

日程 37、同意第 2 号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 2 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現固定資産評価審査委員会委員大槻清隆氏の任期が、令和 7 年（2025 年）3 月 21 日で満了になることによるものでございます。

ただいま履歴書をお配りいたしました。

現委員である大槻清隆氏、現在、固定資産評価審査委員会委員の任期を務めをいただいております。

引き続き、大槻清隆氏に固定資産評価審査委員として就任をいただきたいと思っております。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程 38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上嶋和志）

日程 38、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

次の人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

ただいま履歴書をお配りいたしましたとおり、平成22年（2010年度）から人権擁護委員を務めていただいている宮下弘子氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として、適任と認めますので、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案については、適任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は適任という意見を付することに決定しました。

日程 39 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上嶋和志）

日程 39、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

ただいま履歴書をお配りしたとおり、令和4年（2022年）7月から人権擁護委員をお務めいただいている渡辺利信氏について、引き続き人権擁護候補者として適任と考えておりますので、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案については、適任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は適任という意見を付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時37分